

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に関するQ & A (1 / 2) R3.7.30山口県新型コロナウイルス感染症対策室作成

Q 1.医療機関に属していないフリーの医師・看護師個人に補助できるか。	A 1.本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、医療機関に属していないフリーの医師・看護師（個人）は補助対象になりません。
Q 2.医師7,550円、看護師2,760円とあるが消費税はどのように考えるか。	A 2.消費税も含めた上限になります。
Q 3.「1人1時間あたり」とあるが、移動時間や休憩時間を含めてよいのか。	A 3.移動時間や休憩時間は含みません。派遣した医療従事者が集団接種会場で業務に従事した時間数に応じて上限額が決まります。
Q 4.接種会場での従事時間が6.5時間の場合、上限額はどう計算するか。	A 4.例えば医師で6.5時間の場合、7,550円/時間×6.5時間が上限になります。
Q 5.医療従事者向けの集団接種に従事した場合も対象となるか。	A 5.対象となり得ます。
Q 6.派遣する医師や看護師等に対して市町村から謝金（旅費等）が支給されるが、これに加えてさらに今回の補助金が支給されるのか。	A 6.本事業の補助金と他の補助金で対象経費を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において、本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの用途を切り分けて整理するようにしてください。
Q 7.健診機関や大学医学部から医療従事者を派遣した場合は対象となるか。	A 7.医療機関からの派遣が対象です。
Q 8.A病院には診療科が複数あり、診療科ごとに休診日が異なる（A病院としての休診日は日曜日のみ、B診療科の休診日は水曜日と日曜日。）B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として本財政支援を受けられるか。	A 8.「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診であることをもって対象となるものではありません。
Q 9.医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は対象となるか。	A 9.「時間外」として対象となります。
Q 10.職域接種での集団接種会場への派遣は対象となるか。	A 10.職域接種は対象となりません。
Q 11.派遣先から医療従事者個人に対して報償が支払われているが、実態としては、「医療機関の職員がその医療機関の了解のもと、集団接種会場へ行く」ので、当該職員が不在の間の派遣元医療機関の体制確保のための費用として請求して良いか。	A 11.可能です。
Q 12.医師が1人しかいない医療機関（医師＝事業主の場合）等については、派遣元の医療機関に対する補助と整理すれば補助が可能か。	A 12.可能です。

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に関するQ & A (2 / 2) R3.7.30山口県新型コロナウイルス感染症対策室作成

Q13.高齢者施設に派遣し入所者に接種する場合も補助対象となるか。	A 13.市町村が高齢者施設に集団接種会場を設置した場合に、その会場に医療従事者を派遣した派遣元医療機関も補助対象となり得ます。
Q14.派遣される医師・看護師が、派遣元の医療機関における勤務シフト上、時間外・休日に該当する場合にも補助対象となるか。	A 14.「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、派遣される医療従事者の勤務シフト外であることをもって対象となるものではありません。
Q15.ワクチン接種の準備（例えば薬液の充填）や経過観察に専念する者も補助対象となるか。	A 15.ワクチン接種業務として準備や経過観察を行う時間は対象となり得ますが、休憩時間は対象となりません。
Q16. A市が集団接種会場の運営を医療機関Bに委託等し、医療機関Bが集団接種会場となる場合、当該医療機関Bは補助対象となるか。	A 16.当該医療機関Bが集団接種会場である医療機関B自身に医療従事者を派遣することは通常考えにくい（補助対象にはならない）と思われます。